

-【資料】支給額に対する所得税の課税対象額表

(1) 交通機関等利用職員の場合

	1か月当たりの手当額	支給額等	所得税 (H28. 1. 1適用)	
			非課税限度額	課税対象額
1か月当たりの 運賃等の額 64,000円以下	1か月当たりの 運賃等の額	交通機関等毎にその支給 単位期間の通勤に要する 運賃等の額をその支給単 位期間の開始の月に支給	支給額全額	なし
1か月当たりの 運賃等の額 64,001円以上	((上記の額)-64,000 円) /2+64,000円	(左の額×最長支給単位 期間の月数)を最長支給 単位期間の最初の月に 支給	支給額全額 (ただし、1か月当た りの非課税限度額の 上限150,000円)	支給額-150,000円× 最長支給単位期間の 月数(マイナスの場合 は0円)

※ここで「1か月当たりの運賃等の額」とは、支給単位期間内の通勤に要する運賃等の額をその支給単位期間の月数で除した額。なお、複数の交通機関等を利用する場合は、交通機関毎に求めた額の合計額。なお、運賃等の額は、最も経済的かつ合理的な額となる。

(2) 自動車等交通用具（自転車を除く）使用職員の場合（支給単位期間は1か月となる）

片道の使用距離	手当額 (R6. 4. 1適用)	所得税 (H26. 4. 1適用)	
		非課税限度額	課税対象額
2Km未満 (※1)	3,000円	(※1)	0円
2km以上 4Km未満	3,000円	4,200円	0円
4Km以上 6km未満	4,500円		300円
6Km以上 8Km未満	5,900円		1,700円
8Km以上 10Km未満	7,400円		3,200円
10Km以上 12Km未満	8,900円	7,100円	1,800円
12Km以上 14Km未満	10,400円		3,300円
14Km以上 15Km未満	11,900円		4,800円
15Km以上 16Km未満	11,900円		0円
16Km以上 18Km未満	13,400円	12,900円	500円
18Km以上 20Km未満	14,900円		2,000円
20Km以上 22Km未満	16,400円		3,500円
22Km以上 24Km未満	17,900円		5,000円
24Km以上 25Km未満	19,400円		6,500円
25Km以上 26Km未満	19,400円		700円
26Km以上 28Km未満	20,900円	18,700円	2,200円
28Km以上 30Km未満	22,400円		3,700円
30Km以上 32Km未満	23,900円		5,200円
32Km以上 34Km未満	25,400円		6,700円
34Km以上 35Km未満	26,900円		8,200円
35Km以上 36Km未満	26,900円		2,500円
36Km以上 38Km未満	28,400円	24,400円	4,000円
38Km以上 40Km未満	29,800円		5,400円
40Km以上 45Km未満	33,400円		9,000円
45Km以上 50Km未満	36,600円		8,600円
50Km以上 55Km未満	40,000円	28,000円	12,000円
55Km以上 60Km未満	43,100円		11,500円
60Km以上 65Km未満	45,900円		14,300円
65Km以上 70Km未満	49,400円		17,800円
70Km以上 75Km未満	52,900円		21,300円
75Km以上 80Km未満	56,400円		24,800円
80km以上 85km未満	60,000円	31,600円	28,400円
85km以上 90km未満	63,500円		31,900円
90km以上 95km未満	67,000円		35,400円
95km以上	70,600円		39,000円

(※1) 身障通勤者のみ該当

(3) 原動機付き自転車等使用職員の場合（※支給単位期間は1か月となる）

片道の使用距離	手当額 (R6.4.1適用)	所得税 (H26.1.1適用)	
		非課税限度額	課税対象額
2Km未満 (※1)	2,000 円	(※1)	0 円
2km以上 4Km未満	2,000 円	4,200 円	0 円
4km以上 6km未満	2,300 円		0 円
6km以上 8Km未満	3,000 円		0 円
8km以上 10Km未満	3,700 円		0 円
10Km以上 12Km未満	4,500 円	7,100 円	0 円
12Km以上 14Km未満	5,200 円		0 円
14Km以上 15Km未満	6,000 円		0 円
15Km以上 16Km未満	6,000 円		0 円
16Km以上 18Km未満	6,700 円	12,900 円	0 円
18Km以上 20Km未満	7,500 円		0 円
20Km以上 22Km未満	8,200 円		0 円
22Km以上 24Km未満	9,000 円		0 円
24Km以上 25Km未満	9,700 円		0 円
25Km以上 26Km未満	9,700 円		0 円
26Km以上 28Km未満	10,500 円		0 円
28Km以上 30Km未満	11,200 円		0 円
30Km以上 32Km未満	12,000 円	18,700 円	0 円
32Km以上 34Km未満	12,700 円		0 円
34Km以上 35Km未満	13,500 円		0 円
35Km以上 36Km未満	13,500 円		0 円
36Km以上 38Km未満	14,200 円	24,400 円	0 円
38Km以上 40Km未満	14,900 円		0 円
40Km以上 45Km未満	16,700 円		0 円
45Km以上 50Km未満	18,300 円		0 円
50Km以上 55Km未満	20,000 円	28,000 円	0 円
55Km以上 60Km未満	21,600 円		0 円
60Km以上 65Km未満	23,000 円		0 円
65Km以上 70Km未満	24,700 円		0 円
70Km以上 75Km未満	26,500 円		0 円
75Km以上 80Km未満	28,200 円		0 円
80km以上 85 km未満	30,000 円		0 円
85km以上 90 km未満	31,800 円		200 円
90km以上 95 km未満	33,500 円	1,900 円	
95km以上	35,300 円	3,700 円	

(※1) 身障通勤者のみ該当

(4) 自転車使用職員の場合（※支給単位期間は1か月となる）

片道の使用距離	手当額 (H20.4.1適用)	所得税 (H26.4.1適用)	
		非課税限度額	課税対象額
距離関係なく一律	2,000 円	4,200円 最小の非課税限度額	0 円

(5) 交通機関等と自動車等併用者の場合

	1か月当たりの手当額	支給額等	所得税 (H28.1.1適用)	
			非課税限度額	課税対象額
1か月当たりの運賃等の額+交通用具の使用距離による手当額 64,000円以下	1か月当たりの運賃等の額+交通用具の使用距離による手当額	交通機関等毎にその支給単位期間の通勤に要する運賃等の額をその支給単位期間の開始の月に支給+毎月の交通用具の使用距離による手当額を支給	運賃等の額+交通用具の使用距離による非課税限度額	支給額-左記の額 (マイナスの場合は0円。交通用具の使用距離による課税対象額と一致)
1か月当たりの運賃等の額+交通用具の使用距離による手当額 64,001円以上	((上記の額)-64,000円) /2+64,000円	(左の額×最長支給単位期間の月数)を最長支給単位期間の最初の月に支給	運賃等の額+交通用具の使用距離による非課税限度額×最長支給単位期間の月数(上限150,000円×最長支給単位期間の月数)	支給額-左記の額 (マイナスの場合は0円)